

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年7月24日

県立宮崎病院長 嶋本 富博

1 競争入札に付する事項

- 委託件名 令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託
- 委託場所 県立宮崎病院
宮崎市北高松町5番30号
- 委託期間 契約日から令和6年11月30日まで
- 業務概要 附属棟等の建築物の定期調査報告業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和6・7年度の下記の建設関連業務の種類における登録部門に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設関連業務の種類	建築設計	登録部門	建築
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所(本店)を有していること。		
同種業務の実績に関する事項	令和5年度に1,000㎡以上の建築基準法12条に基づく建築物又は建築設備の定期調査報告業務(建築物の劣化状況調査等を含む。)とほぼ同じくする一契約に基づく業務(「以下、同種業務」とする。)を受託し、誠実に履行している者、又は、平成26年4月1日から令和6年3月31までの間に、同種業務を1回以上確実に履行した実績を有する者であること。(発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者を含むものとする。)		
配置技術者に関する事項	業務責任者として、一級建築士又は二級建築士の資格を有する者を配置することができること。業務責任者は、入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有するものであること。(3ヶ月以上の雇用関係を有するものであること。)		
その他の事項	入札説明書(共通事項)の1項に示す事項		

※入札参加資格の確認は、開札後決定する落札候補者に対してのみ行う。(事後審査)

※事業所の所在地に関する事項の「本店」とは、登記簿上の本店とする。

3 契約条項を示す場所及び期間

- 閲覧場所 県立宮崎病院総務課(宮崎市北高松町5番30号)
- 閲覧期間 令和6年7月24日から令和6年8月7日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))とする。

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札説明書等の閲覧、配布	令和6年7月24日から 令和6年8月7日まで	県立宮崎病院で閲覧、配布の他、県立宮崎病院のホームページからダウンロード可能
質問の受付	令和6年7月24日から 令和6年8月2日まで	県立宮崎病院へ持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る ※郵送の場合は期限内に必着のこと
回答の閲覧	令和6年7月24日から 令和6年8月7日まで	県立宮崎病院で閲覧
入札書受付期間	令和6年7月24日 午前9時から 令和6年8月7日午後5時まで	県立宮崎病院へ持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る ※郵送の場合は期限内に必着のこと
開札日時	令和6年8月8日 午前10時	県立宮崎病院1階講堂
入札結果の公表	令和6年8月26日から 令和7年3月31日まで	県立宮崎病院で閲覧

(注意) (1) 発注機関における交付、閲覧及び質問の受付は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 入札説明書等のダウンロードが行えるホームページアドレス

・ 県立宮崎病院ホームページ

<https://www.kenritsu-miyazakibyoin.jp/>

※ホームページ更新のタイミングによっては、交付文書の掲載が遅れる場合がある。

5 その他の事項

- (1) 入札説明書（共通事項）に示すとおりとする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札の回数は、1回とし、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することはできない。
 - ・ 初度入札に参加しなかった者
 - ・ 初度入札に参加したが開札に参加しなかった者
 - ・ 連合その他不正な行為があった入札をした者
- (3) 本入札には最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

入札説明書（共通事項）

県立宮崎病院が行う令和6年度特定建築物定期調査報告業務の条件付一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（共通事項）によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該事項書等について質問がある場合は、県立宮崎病院に問い合わせることができる。ただし、入札後に事項書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債券保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

2 入札説明書等の交付等

- (1) 県立宮崎病院において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日の前日まで交付する。
 - ① 入札公告の写し
 - ② 入札説明書（共通事項）
 - ③ 契約書（案）
 - ④ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料
- (2) 入札説明書等は、原則として県立宮崎病院における交付のみとする。ただし、必要に応じ県立宮崎病院ホームページ等にダウンロードできる形式で掲載するものとする。

3 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、入札公告で指定されている日時まで県立宮崎病院において郵送（提出期限内必着とする。）又は持参により書面で受け付ける。
- (2) 質問に関する回答は、原則として県立宮崎病院における閲覧のみとする。

4 入札

- (1) 入札に参加する者は、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）又は持参により入札書（別紙様式第1号）を県立宮崎病院に提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式第2号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開封《〇〇業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「〇月〇日開封《〇〇業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

5 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められる場合。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年度の間に関又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

7 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

8 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内（最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下かつ最低制限価格以上、最低制限価格を設けてない場合は、予定価格以下とする。）で入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 管理者は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。（**事後審査方式**）

9 入札参加資格確認申請

- (1) 管理者は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかかな場合は、提出を求めないことがある。
 - ①同種業務実績調書（別紙様式第4号）
 - ②配置技術者の資格等調書（別紙様式第5号）
 - ③その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料
- (2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、管理者が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日、祝日及び8月13日から8月15日までを除く）に落札候補者が県立宮崎病院に持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は管理者が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

10 落札者の決定

- (1) 管理者は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 管理者は、落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- (3) 管理者は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合（9の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

1 1 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知書を受理した日の翌日から起算して2日以内に、管理者に対して書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に12の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別紙様式第8号）により当該他の落札候補者に通知する。

1 2 次順位者の資格確認

- (1) 管理者は、資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2人以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に10の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から11の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は9の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

1 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

1 4 その他

- (1) 9に規定する申請書等及び11に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

入 札 書 (委 託)

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										
受託の内容	令和6年度特定建築物定期調査報告業務									
受託の場所	宮崎市北高松町5番30号									
期 間	契約日から 令和6年11月30日まで									
入札保証金額	宮崎県病院局財務規程第82条の規定による									
<p>上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 入札人 氏名</p> <p>県立宮崎病院長 嶋本 富博 殿</p>										

入札条件等確認済

委任状

使用印鑑

私は、都合により

()

を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 受託の内容 令和6年度特定建築物定期調査報告業務
- 受託の場所 宮崎市北高松町5番30号

令和6年 月 日

住 所

名 称

氏 名

県立宮崎病院長

嶋本 富博 殿

代理人の職名又は本人との関係

--

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

県立宮崎病院長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
電 話 番 号
F A X 番 号

令和6年8月8日に開札のありました令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種業務実績調書 (別記様式第4号)
- 2 配置技術者の資格等調書 (別記様式第5号)
- 3 その他入札参加資格確認に必要な書類

同種業務実績調書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

業 務 名	
発 注 機 関 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

- 備考
- 1 公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
 - 2 契約金額欄については、長期継続契約の場合は12箇月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。
 - 3 記載した業務について契約書の写し又は発注者の委託業務履行証明書（別記様式第9号）及び業務の内容が確認できる類を添付すること。

配置技術者の資格等調書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

①配置予定技術者氏名			
②生 年 月 日			
③採 用 年 月 日			
④法令等の資格・免許	資格の名称		
	登録等年月日及び番号		
	資格の名称		
	登録等年月日及び番号		
	資格の名称		
	登録等年月日及び番号		
⑤常駐の別			

- 備考 1 ④欄は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること。
2 記載した資格について、免許等の写しを添付すること。
3 法令による資格・免許を求めている場合は、④欄を記入する必要はない。
4 ⑤欄は公告において配置技術者に「常駐」を求める場合に限り、「常駐」で配置する者に○を記入すること。
5 用紙が不足する場合は適宜複写して使用すること。

令和 年 月 日

落札決定通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立宮崎病院長 嶋本 富博

下記の調達案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

調達案件番号	—
調達案件名称	令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託
開札日時	令和 年 月 日 時 分
入札金額	円(税抜)
落札者 商号又は名称 代表者氏名	商号又は名称 代表者氏名

令和 年 月 日

入札参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者氏名 様

県立宮崎病院長 嶋本 富博

令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託に係る入札参加資格について、下記の理由により入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

(入札参加資格がないとした理由)

(注) あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から2日以内に県立宮崎病院へその旨を記載した書面を提出してください。

令和 年 月 日

入札参加資格確認中止通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立宮崎病院長 嶋本 富博

先に申請ありました下記の業務に係る入札参加資格申請について、あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が確認された結果、あなたの入札参加資格確認を中止しましたので通知します。

記

業務名

令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託

委託業務履行証明書

業 務 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

上記委託業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(※ この証明書は、令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託に係る入札参加のための審査に使用するものです。)

令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託契約書(案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和6年度特定建築物定期調査報告について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（1）令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託
（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下、「委託期間」という。）は、契約日から令和6年11月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、宮崎県病院局財務規程第82条の規定による。

（委託業務の処理方法）

第5条 委託業務は、別紙委託仕様書の通りとする。

2 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の指示に従わなければならない。

3 委託業務の実施時期については、甲乙協議の上決定する。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（検査）

第8条 乙は、委託業務の実施にあたっては、その都度甲に連絡し甲の立会検査を受けなければならない。

（報告書）

第9条 乙は、前項の立会検査終了後、直ちに委託業務実施報告書を甲に提出し確認を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、委託業務満了後、第9条の規定による確認を受けた業務に係る委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 宮崎県
県立宮崎病院長 嶋本 富博

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第7 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第8 甲は、必要があるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託 業務処理要領

I. 業務概要

1. 業務名: 令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託

2. 履行場所: 宮崎市北高松町5番30号

3. 履行期間: 契約日から令和6年11月30日まで

4. 業務仕様

(1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、建築保全業務共通仕様書(令和5年度版)(以下「共通仕様書」という。)による。

(2) 委託仕様書に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。

(3) 本特記仕様書の表記

各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。

5. 対象業務

本業務の対象業務および範囲は以下の通りとする。

(1) 建築基準法第12条に定める定期点検業務【Ⅱ1.2.2】

建築基準法第12条に定める建築物の定期点検(以下、「12条点検」という。)対象建築物は下記の通りとする。

施設名	場所	構造	階数	建築年	延べ面積(m ²)
附属棟	宮崎市北高松町5番30号	RC,S造	地上3階	S40	1,632.02
研修棟	宮崎市北高松町5番30号	RC造	地上2階	H21	3,748.27
災害用備蓄倉庫※	宮崎市北高松町5番30号	RC造	平屋建	H16	338.36

※災害備蓄倉庫は特定の職員しか利用しないため、用途は事務所相当とする。

II. 一般共通事項

1. 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲【Ⅰ.1.1.3】

業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担はなしとする。

(2) 報告書の書式等【Ⅰ.1.1.5】

業務報告書の書式等は以下により必要に応じ写真等も添付する。

- ・国土交通省告示様式に準じる。(調査結果表、調査結果図、関係写真等)
- ・その他 施設管理者の承諾するもの

(3) 守秘義務

本事業の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(4) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(5) 業務の再委託

契約書に規定されてるとおり、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

2. 業務関係図書

(1) 貸与資料【I.1.2.3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

① 施設図面類及びデータ

- ・各施設の管理用平面図、点検記録、完成図など

3. 業務現場管理

(1) 業務責任者【I.1.3.2】

本業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、氏名、生年月日、所有資格について別記様式を持って施設管理者に通知する。

なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。

- ・一級建築士（建築士法第2条第2項に定める資格を有する者）
- ・二級建築士（建築士法第2条第3項に定める資格を有する者）

(3) 業務条件【I.1.3.3】

① 定期点検等の実施時間帯

実施日は施設管理者と協議する。

4. 業務の実施

(1) 業務担当者【I.1.4.1】

本業務の実施に先立ち、別記様式により施設管理担当者に通知すること。

(2) 業務に密接に関連する別契約の業務等【I.1.4.4】

なし

(3) 立会いを要する行事等【I.1.4.5】

なし

(4) 業務の報告【I.1.4.7】

報告書等による報告期限は契約期間内とする。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

① 定期点検報告書(正1部、副1部、計2部 電子データ)

- ・定期調査報告書及び同概要書(建築基準法施行規則様式)
- ・調査結果表(国土交通書様式)
- ・調査結果図(国土交通書様式)

※調査結果図はA3で作成するものとし、「要是正箇所」等の必要事項を明示すること。

- ・関係写真(国土交通書様式)
- ・その他施設管理担当者が指定する資料

5. 業務の検査【I.1.6.1】

当該業務の終了後、提出する報告書にて施設管理担当者の検査確認を得ること。

Ⅲ. 特記事項

本業務の特記事項は以下による。

1. 12条点検業務の実施【Ⅱ1.2.2】

・建築物(敷地及び構造) 点検項目 (A)

注:外壁のタイル、石貼り等(乾式工法を除く)、モルタル等の点検においては、目視点検を基本とし、手が届く範囲については打診等により確認するものとする。異常が認められた場合に実施する「落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等による確認」は別途とする。

注:本委託は建築物(敷地及び構造)に関する調査・報告業務とし、建築設備(昇降機を除く)、昇降機及び防火設備は含まない。

令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託 参考内訳書

名 称	数量	単 位			備 考
直接業務費	1	式			
建築物点検					
事前準備		人日			
現地調査、整理		人日			
報告書作成		人日			
特定行政庁への報告書提出、説明		人日			
建物管理者又は所有者への報告、説明		人日			
間接業務費	1	式			
諸経費	1	式			
技術料	1	式			
小計					
消費税					
合計					

現場説明書

令和6年7月24日

入札参加者 殿

県立宮崎病院長 嶋本 富博

名称	令和6年度特定建築物定期調査報告業務委託						
場所	宮崎市北高松町5番30号						
期間	契約日から令和6年11月30日まで						
<p>【説明事項】</p> <p>1 入札・契約に関する事項は、入札公告、入札説明書（共通事項）及び入札・契約に関する注意事項（別紙）による。</p>							
<table border="1"><tr><td>発注機関</td><td>県立宮崎病院</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>整備担当 槌永</td></tr><tr><td>電話</td><td>0985-24-4181</td></tr></table>		発注機関	県立宮崎病院	連絡先	整備担当 槌永	電話	0985-24-4181
発注機関	県立宮崎病院						
連絡先	整備担当 槌永						
電話	0985-24-4181						

【別紙】

入札・契約に関する注意事項

- 1 入札書の日付は、「入札書提出期限以前の日（入札書作成日）」を記入してください。
開札の日付を記入しないようにお願いします。

入札書は、代表者の押印をし、封筒に入れ封印して提出してください。

※郵送（配達記録郵便等郵送の記録が残る方法による）の場合は、2重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封し、入札参加者名及び物件名等を入札説明書のとおり記入すること。

持参の場合も密封し、入札説明書の説明のとおり提出を行うこと。

※別途公表している参考数量書を提出する必要はありません。

- 2 提出する入札書上部空欄には、原則捨印を押印すること。（軽微な誤字脱字があった場合、修正するために捨印を使用する。金額や明らかに異なる物件名については訂正できない。）
- 3 開札の結果、開札当日に再入札や抽選を実施する場合があるため、入札参加者は指定された開札日時に立合をお願いします。立会者の人数は原則1名とし、入札者又は入札を委任された代理人が参加してください。
- 4 開札の立会者は、開札の会場にある所定の受付簿に所要事項を記入してください。開札受付時には、委任状等の提示は必要ありません。
- 5 開札の結果、予定価格を上回る入札があり、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、最低制限価格に満たなかった者を除き、直ちに再度の入札を行うこととなります。
このため、再入札に参加される場合には、開札日当日、入札書、委任状等の再度の入札に必要なものを準備してください。